

パレスチナ人民に対する犯罪の捜査と訴追を求める 国際法律家キャンペーン

国際刑事裁判所検察官 ファトゥ・ボン・ベンスーダ殿

1. 「人権の無視および軽侮が人類の良心を踏みにじった野蛮な行為をもたらした¹」ことを念頭に置き、
2. 「ニュルンベルク原則」²に従い、かつ、この点について、戦争犯罪および人道に対する犯罪など、国際犯罪に対する個人の刑事責任の原則があること³を強調し、
3. 国際人権法の重大な違反や国際人道法の重大な侵害の被害者が救済と賠償を求める権利を有すること⁴を確言し、

1 世界人権宣言前文

2 ニュルンベルク裁判所の憲章およびニュルンベルク裁判所の判決において認められ、国連総会決議95(1)において確認された国際法の原則（ニュルンベルク原則）。ニュルンベルク憲章は、慣習国際法を反映したものとして考えられる（Tadić, Opinion and Judgment, Trial Chamber, 7 May 1997, para. 623; Tadić, Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction, Appeals Chamber, 2 December 1995, para. 141.）。アイヒマン事件では、イスラエル最高裁判所は、総会決議95(1)がニュルンベルク原則は慣習国際法の一部をなすことの証拠であると判示した。この裁判所によると、「ニュルンベルク原則が『記憶のない時代から』慣習国際法の一部をなす原則として扱うことにいささかなりとも疑問があるならば、次の二つの国際文書によってこのような疑問は払拭される。すなわち、国際連合1946年12月11日総会決議はニュルンベルク裁判所憲章によって認められた国際法の原則であることを肯定している。また、本裁判所の判決および国際連合の同日の総会決議96(1)は、ジェノサイドが国際法における犯罪であるとしている」（Attorney General of Israel b. Eichmann, Supreme Court of Israel (1962) 36 ILR 277）。

3 Ibid, Principle I and VI.これは、ローマ規程5条および25条に反映されている。

4 「重大な国際人権法違反および重大な国際人道法違反の被害者のための救済および賠償を求める権利に関する基本原則および指針」Basic Principles and Guidelines on the Right to Remedy and Reparation for Victims of Gross Violation of International Human Rights Law and Serious Violation of International Humanitarian Law (UNGA Res. 60/147 of 16 December 2005) 参照。さらに世界人権宣言第8条、市民的および政治的権利に関する国際規約第2条、人種差別撤廃条約第6条、拷問禁止条約第14条、子どもの権利条約第39条、1907年10月18日の陸戦の法規慣習に関するハーグ条約（第4条約）第3条、1949年8月12日のジュネーブ条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）第91条ならびに国際刑事裁判所ローマ規程第68条および第75条。

4. 国際社会全体にとって懸念の対象となっている最も重大な犯罪が、処罰されないで放置されるべきではなく、これに対する効果的な訴追が確保されなければならない⁵ことを確言し、
5. イスラエルが、1967年以来占拠しているパレスチナの領土を依然として違法に占領しつづけている⁶ことが、世界のいかなる場所においてもあり得ない領土に対する戦闘に由来する占領が最も長く続く結果となっており、他方、2005年においてIDF（イスラエル防衛軍）の「撤退」に続くガザ地帯への軍事的な包囲をも伴うものとなっていること⁷を想起し、
6. イスラエルによるパレスチナの民間人に対する想像を超える残虐な行為が行われて、人類の良心に深く衝撃を与えおり、さらにまたこれが現在も継続していることを非難し、
7. 国連総会、国連安全保障理事会および人権理事会から無数の決議が発出され、イスラエル国によるこのような違反が非難されていること⁸を想起し、
8. さらに、ICC検察局に対してパレスチナ人および国際NGOから無数の報告書が提出されているにもかかわらず、戦争犯罪および人道に対する犯罪は、検察局による初動調査の期間を通じて、いっそう深刻な状態において継続していること⁹を想起し、

5 ローマ規程前文。

6 Legal Consequences of the Construction of A Wall in the Occupied Palestinian Territory (Advisory Opinion) [2004] ICJ Rep 2004, [78]

7 いかなる国際機関もその他国際的なレベルでの関連機関も、2005年におけるイスラエルのガザ地帯からの「撤退」が占領権力としての地位を終了させるものと認めてはな。検察局がFlotilla Reportで確認しているように、「国際社会で一般に流布している見解は、2005年の撤退にもかかわらずイスラエルが依然としてガザにおける占領権力であるという」ことを認識しているとし para. 25、「2005年の撤退にもかかわらずイスラエルが相変わらずガザにおける占領権力であると結論するのに合理的な根拠がある」としている Id. At paras. 27, 29. See further, “Situation of Palestine: Closure of Gaza – Palestinian Human Rights and Victims’ Communication to the International Criminal Court Pursuant to Article 15 of the Rome Statute Requesting Investigation and Prosecution of the Illegal Closure of the Gaza Strip: Persecution and Other Human Acts Committed against the Civilian Population as Crimes Against Humanity’. これは Palestinian Centre for Human Rights, Al-Haq, Al-Mezan Centre for Human Rights and Aldameer Association for Human Rightsが2016年11月に提出したもの。

8 See Footnote 22 through 26 to the May 15, 2018 Referral by the State of Palestine.

9 See, above Footnote 7, “Situation of Palestine: Closure of Gaza.” さらに「保護の刃作戦 Operation Protective Edge」の中でイスラエルの高官によって実行された人道に対する犯罪の被害者のために、パレスチナの人権団体が注意深く調査して国際刑事裁判所に密かに提出したものがある。

9. パレスチナ民間人に対して犯罪を行ったという嫌疑を受けている人のいずれもイスラエル国が責任を問うことを怠りあるいは拒絶し、その結果、法の支配を放棄し、これに代わって、このような犯罪を肯認する公務員およびこのような犯罪を実行した者について広い範囲において不処罰という状態が生まれており、このような不処罰がこのような犯罪の継続、強化、再発につながっていること¹⁰を非難し、
10. パレスチナがローマ規程に加入し、および国際社会による国家承認に続いて、2014年6月13日以降、占領されたパレスチナ領土において実行された犯罪¹¹に関し国際刑事裁判所の管轄権を受諾したこと¹²を想起し、
11. パレスチナにおける事態について2015年1月16日に検察局が初動調査を開始し¹³、「パレスチナ国の領土のあらゆる部分において実行され、本裁判所の管轄権に属する犯罪の過去および現在並びに将来の実行」に関する圧倒的な証拠がパレスチナ人および国際NGOによって提供されていること¹⁴を想起し、
12. 効果的な訴追を実行し、かつ、「国際的に承認されている人権に合致する」ように法を適用・解釈する義務をICCが負うこと¹⁵を想起し、かつ、この点に関して検察局による初動調査のみならずさらに十全な捜査に及び、さらに必要な場合に訴追を開始することを含む迅速な捜査に対するパレスチナ人被害者の権利¹⁶に照明をあてて、
13. われわれ (以下に署名する団体および個人) は、〇〇 (署名する団体または個人の国) における法曹界に属する者として、遅れた正義=司法は正義=司法の否定であることを宣言し、かつ、検察局が直ちに捜査に着手し、さらには、この国際刑事裁判所の管轄権に属するところにおいて発生し、かつ、現在も継続して発生しているイスラエル国のために行動し、または行動する目的をもってなされた個人による国際人道法違反を国際刑事裁判所において訴追することを要求するものである。

(訳責=新倉修)

10 人権理事会2015年6月24日の決議s-21/1に従って設立された独立調査委員会の詳細な事実報告A/HRC/29/CRP.4 [650]-[651]

11 2015年1月2日に加入、ローマ規程第12条 (3) に基づき2015年1月1日に管轄受諾宣言。

12 国連総会「国連におけるパレスチナの地位」(2012年) UN Doc A/RES/67/19, Art 2.

13 国際刑事裁判所検察官Fatou Bensoudaはパレスチナにおける事態の予備調査を2015年1月16日に開始した。

14 前注7および9参照。

15 ローマ規程前文および第21条

16 人権理事会一般の見解第20号、Velasquez Rodriguez IACtHR Series C 4 (1988) [174], [177] Estamirov and Others v. Russia ECHR para [89].